

議案第59号

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を制定するについて

宇治市印鑑条例の一部を、次のとおり改正するものとする。

令和元年9月17日提出

宇治市長 山 本 正

宇治市条例第 号

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例

宇治市印鑑条例（昭和54年宇治市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「）の規定に基づき、本市の」を「。以下「法」という。）の規定により、本市が備える」に改める。

第5条第1号中「若しくは名又は氏及び名の各」を「、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の」に、「表わされて」を「表して」に改め、同条第2号中「氏名」を「氏名、旧氏又は通称」に、「表わして」を「表して」に改め、同条第7号中「不適當」を「適當でない」に改め、同条に次の1項を加える。

2 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の者が、住民票の備考欄に記録がされている氏名の片仮名による表記（以下「片仮名表記」という。）又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

第6条第1項第4号を次のように改める。

(4) 氏名（氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合には氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記録がされている場合には氏名及び当該通称。第13条第1項第7号において同じ。）

第6条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 外国人住民のうち非漢字圏の者が片仮名表記又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表している印鑑により登録を受けるときには、当該片仮名表記

第6条第2項中「、磁気テープ」を「、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。））」に改める。

第13条の見出し中「まつ消」を「抹消」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「、次」を「、次の各号」に、「、当該印鑑」を「、印鑑」に、「まつ消しなければ」を「抹消しなければ」に改め、同項第7号中「氏または名」を「氏名」に、「ため」を「ことにより」に、「第5条第1号」を「第5条第1項第1号の規定」に、「ことに」を「ことと」に改め、同項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 印鑑登録者が非漢字圏の外国人住民である場合には、片仮名表記を変更したことにより、登録されている印鑑が片仮名表記又は片仮名表記の一部を組み合わせたもので表していないものに該当することとなつたとき。

(9) 印鑑登録者が外国人住民である場合には、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなつたとき（日本の国籍を取得した場合を除く。）。

第13条第2項中「または第8号」を「、第8号又は第10号」に、「当該印鑑の」を「印鑑の」に、「まつ消した」を「抹消した」に、「、当該印鑑登録者」を「、印鑑登録者」に改める。

第15条第1項中「第6号に規定する」を「第7号に掲げる」に改め、同条第2項中「磁気テープ」を「磁気ディスク」に改める。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。ただし、第6条第2項及び第15条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

印鑑登録及び証明書における旧氏の利用を可能とするため、所要の改正を行うものであります。